

総務委員会資料

3 所管事務の調査(報告)

(3) 令和5年度 川崎市信用保証協会

「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

資料1 令和5年度 川崎市信用保証協会「経営改善及び連携・
活用に関する取組評価」

参考資料1 令和5年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する
取組評価」について

参考資料2 令和5年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する
取組評価」の審議結果について

令和6年8月29日

経済労働局

経営改善及び連携・活用に関する取組評価 (令和5(2023)年度)

法人名(団体名)	川崎市信用保証協会	所管課	経済労働局経営支援部金融課									
経営改善及び連携・活用に関する方針												
法人の概要	<p>1 法人の事業概要 市内中小企業者等の金融円滑化を図るため昭和23年に設立された「信用保証協会法」に基づく公的機関で、中小企業者等が金融機関から事業資金の融資を受ける際、その保証人となります。</p> <p>2 法人の設立目的 中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とします。</p> <p>3 法人のミッション 信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業者等に対して、公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化を図るとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業者等の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業者等の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。</p>											
本市施策における法人の役割	<p>信用保証協会は、中小企業者等の金融の円滑化を図る信用補完制度の中心的役割を担うため、信用保証協会法に基づき設置されている認可法人です。「川崎市中小企業融資制度」の実施にあたり、中小企業者等が金融機関から貸付を受ける際の債務を保証する他、経営支援・再生支援等中小企業者等の経営環境を整備することにより、地域経済の活性化、産業振興等に寄与しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">政策</th> <th style="width: 35%;">施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市総合計画上関連する政策等</td> <td>政策4-1 川崎の発展を支える産業の振興</td> <td>施策4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成</td> </tr> <tr> <td>法人の取組と関連する市の計画</td> <td>関連する市の分野別計画</td> <td>かわさき産業振興プラン【平成28(2016)年度-令和7(2025)年度】</td> </tr> </tbody> </table>				政策	施策	市総合計画上関連する政策等	政策4-1 川崎の発展を支える産業の振興	施策4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成	法人の取組と関連する市の計画	関連する市の分野別計画	かわさき産業振興プラン【平成28(2016)年度-令和7(2025)年度】
	政策	施策										
市総合計画上関連する政策等	政策4-1 川崎の発展を支える産業の振興	施策4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成										
法人の取組と関連する市の計画	関連する市の分野別計画	かわさき産業振興プラン【平成28(2016)年度-令和7(2025)年度】										
現状と課題	<p>1 現状 令和2(2020)年初頭から感染拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営状況にある中小企業者等に対し協会ではセーフティネット機能を発揮し、令和2(2020)年5月に創設された川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金等の保証制度による資金繰り支援に取組みました。令和2(2020)年度は、各種政策の効果もあって、企業倒産が低く抑えられ、当協会の代位弁済も前年度より減少しました。しかしながら、コロナ禍の終息が不透明な状況であり、中小企業者等にとって厳しい状況が続いていることから、協会においても代位弁済の増加が懸念されます。</p> <p>・そのような中で、協会は、厳しい経営環境にある中小企業者等への金融支援や、ポストコロナに向けた、中小企業者等の経営改善のための経営支援を図る役割も求められています。</p> <p>・また、中小企業者等や金融機関に信頼される体制を維持強化するために、安全で効率的な資金運用や回収の最大化、経費の節減による経営基盤の強化が求められます。</p> <p>・なお、経済状況の変化に適切に対応するため目標値の見直しの必要性和合理性が生じることから、信用保証協会法に基づく通知により策定する3か年の中期事業計画及び年度経営計画における計画値に基づき、適宜修正します。(現行の中期事業計画は、令和3(2021)年度～令和5(2023)年度です。)</p> <p>2 課題 ・信用保証協会と金融機関等の緊密な連携による、創業支援・経営改善・生産性向上・事業再生・事業承継等の各種支援の強化を図ること ・中小企業者等の経営状況に応じた多様な資金需要への的確な対応をすること ・大規模な経済危機や災害時など、中小企業者等が支援を必要とする際の迅速かつ的確な対応をすること ・総合的中小企業支援機関としての役割を果たすための優れた人材の確保及び育成をすること ・経営基盤の強化を図ること</p>											
取組の方向性	<p>1 経営改善項目 コロナ禍において厳しい状況にある中小企業者等からの資金需要に応えるため、安定的な収入の確保や経費の削減に努め、効率的・安定的な事業執行の確保に努めるとともに、組織体制及び機能の強化を図り、職員の育成・強化を進めることで、より機能的な組織体制の構築を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用保証事業 ・回収事業 ・財務基盤の強化 ・信用補完制度の適切な運営 <p>2 連携・活用項目 ・将来に渡って中小企業者等の発展を支えるため、市及び取扱金融機関と協調して実施している「川崎市中小企業融資制度」の円滑な運用を行います。</p> <p>・また、企業の発達状況や事業の継続性に応じた多様な支援や、SDGs・働き方改革等社会情勢に応じた支援を通じ、地域経済活性化のための取組を推進します。</p>											

本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

4か年計画の目標

- 1 中小企業者等の経営改善・生産性向上に向けた取組の推進
厳しい経営環境にある中小企業者等の経営改善・生産性向上を促すため、金融機関と連携・協調して中小企業者等の安定的な資金調達を支援します。
- 2 経営支援に関する取組の推進
厳しい経営環境にある中小企業者等の経営状況に応じたきめ細やかな対応が求められていることから、金融機関等と連携・協調した経営支援に取り組みます。
- 3 地方創生等への貢献を果たすための取組の推進
市内中小企業者等の金融円滑化を図る中小企業支援機関として、川崎市や関係機関との連携を進め、地域経済活性化のための取組を推進します。
- 4 回収の最大化に向けた取組の強化
求償権の管理回収は、信用補完制度の維持やモラルハザードの防止、事業再生支援等の側面も併せ持つ協会の重要な業務であることから、効率性を重視しつつその最大化に取り組みます。
- 5 利用者から信頼される体制の維持・強化
中小企業者等や金融機関にとって頼りになる支援機関であり続けるため、職員の能力向上や広報活動の充実を図るとともに、透明性の高い業務運営を行います。また、適切な収入確保と経費の抑制に努めるとともに安全で効率的な資金運用により、収益確保に努め経営基盤の強化を図ります。

1. 本市施策推進に向けた事業取組

取組No.	事業名	指標	現状値 (令和3 2021年度)	目標値 (令和5 2023年度)	実績値 (令和5 2023年度)	単位	達成度 (※1)	本市による評価 ・達成状況 (※2) ・費用対効果 (※3)	今後の取組の方向性 (※4)
①	信用保証事業	保証承諾金額	35,225	40,000	47,150	百万円	a	B	II
		保証債務残高	212,794	188,000	184,096	百万円	c		
		企業訪問数	670	600	900	回	a		
		事業別の行政サービスコスト (①～②事業合計)	本市財政支出 (直接事業費) 21,334 (3,734,523)	98,972 (6,471,703)	55,745 (5,737,575)	千円	1)	(2)	
②	回収事業	元損回収金額	389	450	483	百万円	a	A	II
		実際回収率	0.64	0.60	0.93	%	a		

2. 経営健全化に向けた取組

取組No.	項目名	指標	現状値 (令和3 2021年度)	目標値 (令和5 2023年度)	実績値 (令和5 2023年度)	単位	達成度	本市による評価 ・達成状況	今後の取組の方向性
①	経営基盤の強化	経常・経常外収支比率	121.6	107.8	114.1	%	a	A	II
		基金準備金造成	460	256	445	百万円	a		
		安全で効率的な資金運用	227	250	264	百万円	a		

3. 業務・組織に関する取組

取組No.	項目名	指標	現状値 (令和3 2021年度)	目標値 (令和5 2023年度)	実績値 (令和5 2023年度)	単位	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の方 向性
①	資質向上を図るための人材育成	人材育成に関する取組	12	14	15	人	a	A	I
②	経営の透明性の向上	情報発信回数	20	20	20	回	a	A	I

(※1)【 a. 目標値以上、b. 現状値以上～目標値未満、c. 目標達成率60%以上～現状値未満、d. 目標達成率60%未満】

(行政サービスコストに対する達成度については、1). 実績値が目標値の100%未満、2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満、3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満、4). 実績値が120%以上)

(※2)【A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】

(※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】

(※4)【I. 現状のまま取組を継続、II. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、III. 状況の変化により取組を中止】



法人及び本市による総括

【令和4(2022)年度取組評価における本市の総括コメントに対する法人の受止めと対応】

物価高騰等、社会経済状況の不安定さは中小企業者等の経営に大きな影響を与えており、当協会が地域経済に果たす役割は引き続き重要であると認識しています。

こうしたことから、引き続き市や金融機関と連携し、信用保証による中小企業者等の金融円滑化及び経営支援の充実を図りました。また、このような取組を継続して行えるよう、経営基盤強化を図るため、自己資金の安全かつ効率的な運用や、効率的な管理回収に努めました。

なお、経済状況の変化に適切に対応した中期経営計画及び年度経営計画を策定し、計画的な業務運営を行いました。

【令和5(2023)年度取組評価の結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など】

償還が見込みより進んだことにより、保証債務残高は目標値に達しませんでした。中小企業者等の資金需要に適切に対応し、経営の安定化に寄与しました。また、保証承諾額、経営支援のための企業訪問数は目標値を上回りました。さらに、国の政策等による無担保融資等の影響により求償権の回収が難しい状況にありながらも、回収事業については目標に達しました。なお、経営については、自己資金運用計画に基づき安全性に配慮した運用を基本とし、基本財産については長期債での運用を行うことにより、資金運用益も目標額を上回るなど、着実な経営を行っています。

今後も物価高騰等、社会経済状況が不透明なことから、厳しい経営環境にある中小企業者等の資金需要や経営支援のニーズが一定程度続くことが想定され、協会の地域経済に果たす役割は引き続き重要であります。そのため、社会経済状況に応じて柔軟に対応しながらも、より中長期的な視点に立ち、確実な収支計画、持続可能な経営計画による運営や回収事業についても引き続き努力を行っていく必要があります。また、「経営者保証に関するガイドライン」等に基づき、経営者保証を不要とする保証の利用促進に取り組みほか、市産業振興財団等の支援機関と密に連携し、金融機関に適切な期中管理や経営支援・事業再生支援等を実施するよう促していくことに加え、自らも主体的に取り組み、中小企業者等への効果的な経営支援を進めていく必要があります。

法人名（団体名）	川崎市信用保証協会	所管課	経済労働局経営支援部金融課
----------	-----------	-----	---------------

1. 本市施策推進に向けた事業取組①(令和5(2023)年度)

事業名	信用保証事業
計 画 (Plan)	
現状	コロナ禍や原油・原材料高騰等の影響により厳しい経営環境にある中小企業者等への資金繰り支援や、経営改善・事業再生支援等を行うとともに、コロナ後の新しい生活様式を踏まえた経済の力強い回復と生産性の更なる向上に取り組むことが求められています。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等の経営改善・生産性向上を促すため、金融機関と連携・協調し、中小企業者等の安定的な資金調達を支援します。 ・信用保証協会法に基づく通知により3か年の中期事業計画及び年度ごとに経営計画を策定しており、経済状況の変化に適切に対応するために、目標値の見直しの必要性和合理性が生じることから、策定に合わせて目標値を再設定します。(現行の中期事業計画は、令和3(2021)年度～令和5(2023)年度です。)
具体的な取組内容	人手不足や物価高騰等、厳しい状況にある中小企業者等の経営改善を図るため、信用保証による資金繰り支援や幅広い経営支援が求められています。そのため、金融機関等と連携して中小企業者等の円滑な資金調度を支援するとともに、企業訪問や専門家派遣等により、経営状況に応じたきめ細やかな経営支援を推進します。

実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1、2関連】 物価高騰等の影響により厳しい経営環境にある中小企業者等に対して、市や金融機関等との連携を強化し、中小企業者等のライフステージに応じた金融支援等を行いました。 また、信用保証を利用する中小企業者等の経営課題や金融機関の支援方針を確認する等、金融機関営業店舗訪問367回、金融機関本部との対話19回、保証事務説明会19回を実施し、金融機関との対話を通じた連携強化に取り組ましました。</p> <p>【指標3関連】 金融機関と連携して、早い段階で経営状況を把握する「予防的アプローチ」等、中小企業者等へ延べ900回の訪問支援に取り組ましました。</p> <p>【その他】 ・オンライン対応として、令和3(2021)年度から開始した信用(変更)保証書の電子交付サービスを令和5(2023)年度は新たに6金融機関で開始し、合計22金融機関に対して実施しました。また、保証申込から保証決定までの期間短縮を図るため、令和6(2024)年2月から信用保証申込の電子受付を開始しており、令和5(2023)年度に2金融機関で開始しました。 ・中小企業者等に対し、生産性向上や経営改善等に係る専門家を延べ299回派遣し、経営支援に取り組ましました。</p>
----------------	--

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	保証承諾金額	目標値	35,225	40,000	40,000	40,000 43,000	40,000 44,000	百万円
	説明 保証承諾の金額(4~3月)	実績値		38,333	47,150			
2	保証債務残高	目標値	212,794	209,500	188,000	171,000 168,857	160,000 159,171	百万円
	説明 保証債務の残高(3月末)	実績値		201,466	184,096			
3	企業訪問数	目標値	670	500	600	650	700	回
	説明 職員が企業訪問を行った回数	実績値		733	900			

指標1 に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上~目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上~現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	c	
指標3 に対する達成度	a	

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

厳しい経営環境にある中小企業者等に対して、川崎市や金融機関等と連携を強化し、中小企業者等の発達状況に応じた金融支援等に取り組むとともに利用者本位の利便性向上に取り組みました。

【指標1 保証承諾金額】

伴走支援型経営改善資金による借換需要等に適切に対応したことにより、目標値を上回りました。

【指標2 保証債務残高】

保証承諾は増加したものの、見込みを上回る償還などもあり、目標値を下回りました。

【指標3 企業訪問数】

エネルギーや原材料の価格高騰等の影響により、中小企業者等を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いているため、条件変更や返済が滞る前の早い段階で経営状況を把握するなど、金融機関と連携し「予防的アプローチ」等の訪問支援を実施したことにより、目標値を上回りました。

【その他】

・オンライン対応として、信用(変更)保証書の電子交付サービスを促進した結果、令和5(2023)年度保証承諾件数に占める割合は98.4%となり、保証決定から融資実行までの期間短縮を図りました。また、新たに信用保証申込の電子受付を開始し、オンライン化による利用者の利便性の向上を図りました。
 ・経営支援として、生産性向上、経営改善等、中小企業者等専門家を派遣したほか、金融機関や支援機関と連携したセミナーの開催などに取り組めました。また、経営者保証を不要とする取組についても、金融機関訪問等の際に周知を図り利用の促進に取り組めました。

本市による評価	区分		区分選択の理由
	達成状況		
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	B	成果指標の「保証承諾金額」は、47,150百万円と目標値を上回った。「保証債務残高」は、184,096百万円と目標値を下回ったものの、想定よりも中小企業者等の状況により借入金の返済が進んだことなどによるものであり、コロナ禍のゼロゼロ融資等で一気に増加した後、年々減少している中で、企業の資金ニーズに適切に対応しています。「企業訪問数」は、900回となり、目標値を上回りました。 さらに、きめ細やかに資金ニーズに対応することにより、保証承諾の大幅な増につなげたほか、保証書の電子化を100%近くまで進めるなどオンライン化による利用者の利便性の向上にも大きな成果がありました。また、中小企業者等の多様な経営課題に対応するため、関係機関と連携しながら専門家派遣等により経営支援も行った。様々な取組を複合的に展開し、中小企業者等の経営の安定・改善に大きく貢献したため区分をBとします。

行政サービスコスト		目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト (①～②事業合計)	目標値	/	98,972 (6,291,042)	98,972 (6,471,703)	98,972 (6,471,703)	98,972 (6,471,703)	千円
	説明	本市財政支出 (直接事業費)		実績値	21,334 (3,734,523)	64,985 (4,909,168)	55,745 (5,737,575)	
行政サービスコスト に対する達成度		1)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上					
法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)								
令和5(2023)年度における市財政支出である代位弁済補助金については、令和3(2021)年度を上回ったものの、目標値の範囲内になりました。								

本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価)	区分		(2)	区分選択の理由
		(1)	(2)		
		(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である			保証債務残高の目標値を達成できなかったものの、企業訪問による予防的アプローチや専門家派遣による経営支援などにより、行政サービスコストの目標値の範囲内で抑えられたため。

改善 (Action)		
実施結果 (Do) や評価 (Check) を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
		I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止

法人名（団体名）	川崎市信用保証協会	所管課	経済労働局経営支援部金融課
----------	-----------	-----	---------------

本市施策推進に向けた事業取組②（令和5(2023)年度）

事業名	回収事業
計 画（Plan）	
現状	<p>良好な経済情勢や適切な期中管理等により、代位弁済は近年減少傾向にありましたが、コロナ禍の影響や、新型コロナウイルス感染症対応資金の据置期間や利子補給が終了することにより、代位弁済が増加することが見込まれます。また、無担保求償権や第三者保証人のない求償権の増加のため、回収環境は困難な状況にあります。</p>
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・回収は、信用補完制度の維持やモラルハザードの防止を図る上で重要な業務であることから、その最大化を図るため、初動対応の徹底と効率性を重視し管理します。求償権の行使については、担保権が設定されている案件については売却等を進め、無担保案件についても早期解決のため増額弁済交渉や一括弁済交渉を行い、回収の強化を図ります。 ・信用保証協会法に基づく通知により3か年の中期事業計画及び年度ごとに経営計画を策定しており、経済状況の変化に適切に対応するために、目標値の見直しの必要性和合理性が生じることから、策定に合わせて目標値を再設定します。（現行の中期事業計画は、令和3(2021)年度～令和5(2023)年度です。）
具体的な取組内容	<p>代位弁済審査時に資産調査や担保の再評価を行うことにより、回収見込みについて早期に見極めるとともに、法的措置等により回収の強化を図ります。</p> <p>また、破産等の法的手続きにより管理回収の実益がなくなった求償権については、管理事務停止や求償権整理を行い、管理回収業務の効率化を図ります。</p>

実施結果（Do）

本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】【指標2関連】 求償権関係者の状況に応じた柔軟な対応と適切な管理及び効率性を重視した管理回収を推進し、次の取組を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代位弁済時の資産調査や担保の再評価29件、顧問弁護士名による文書督促19件、仮差押12件、支払督促1件、請求訴訟27件、競売申立1件の法的措置等を行うとともに、求償権管理の効率化を図るため、法的手続き等により管理の実益がなくなった求償権について、管理事務停止232件、1,916百万円、求償権整理42件、615百万円を実施しました。 ・早期解決のための増額弁済交渉や一括弁済交渉及び担保物件の任意処分を進めた結果、元損回収額は483百万円（前年度比：97.3%）となり、内訳としては、定期弁済67百万円、担保物件処分123百万円、スポット（一括弁済等）214百万円、その他79百万円となりました。実際回収率は0.93%（元損回収額483百万円／求償権額（期首実際求償権残48,875百万円＋代位弁済額3,302百万円））となりました。 <p>※単位未満四捨五入としているため、端数処理の結果合計額が一致しないことがあります。</p> <p>【その他】 誠実に弁済を継続しているものの、完済の見込みがない保証人の再起を促すため、一部弁済による連帯保証債務免除を6者に対して実施しました。</p>
----------------	--

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	元損回収金額	目標値	389	450	450	450 550	450 550	百万円
	説明 元金及び損害金の回収額	実績値		497	483			
2	実際回収率	目標値	0.64	0.60	0.60	0.60	0.60	%
	説明 実際求償権残高に対する回収率	実績値		0.94	0.93			
指標1 に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満						
指標2 に対する達成度	a	※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載						

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

回収事業において、物件の売却が進んだこと等により元損回収金額、実際回収率ともに目標を達成しました。今後も無担保求償権や第三者保証人のない求償権の増加が見込まれ、厳しい回収環境にあることから、引き続き回収に努めてまいります。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A

行政サービスコスト		目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	-	-	-	-	-	
	説明 本市財政支出(直接事業費)	実績値		-	-	-	-	
行政サービスコストに対する達成度			1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上					

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
		(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	II

法人名（団体名）	川崎市信用保証協会	所管課	経済労働局経営支援部金融課
----------	-----------	-----	---------------

2. 経営健全化に向けた取組①(令和5(2023)年度)

項目名	経営基盤の強化
計 画 (Plan)	
現状	適切な収入確保と効率的な業務運営による経費抑制に加え、安全で効率的な資金運用を行う等により収益確保に努め、経営基盤の強化を図っています。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 適切な収入確保と効率的な業務運営による経費抑制に加え、安全で効率的な資金運用を行う等により収益確保に努め、収支差額の一部を基金準備金として繰り入れることにより、経営基盤を強化します。 信用保証協会法に基づく通知により3か年の中期事業計画及び年度ごとに経営計画を策定しており、経済状況の変化に適切に対応するために、目標値の見直しの必要性と合理性が生じることから、策定に合わせて目標値を再設定します。(現行の中期事業計画は、令和3(2021)年度～令和5(2023)年度です。)
具体的な取組内容	<p>経費については、費用対効果について見極める他、価格比較を行うこと等により抑制を図ります。</p> <p>また、「資金運用規程」、「自己資金運用要領」及び「令和5年度資金運用計画」に基づき、安全で効率的な資金運用を行います。</p>

実施結果 (Do)

経営健全化に向けた活動実績	<p>【指標1関連】 契約事務規程に基づき印刷、備品購入、リースなどについて、複数の業者から提案を受け、適正な価格を見極めた上で契約を行い、経費抑制に努めました。 また、経常支出のうち業務費は540百万円で、予算617百万円の範囲内に収めることができました。</p> <p>【指標2関連】 信用保証事業、回収事業等を適切に運営するとともに、収入確保と効率的な業務運営による経費抑制に加え、安全で効率的な資金運用を行う等により収益確保に努め、収支差額変動準備金に445百万円、基金準備金に445百万円を繰入し経営基盤の強化を図りました。</p> <p>【指標3関連】 「資金運用規程」「自己資金運用要領」「自己資金運用計画」に基づき、安全で効率的な資金運用を行うことにより、有価証券利息配当金264百万円を計上しました。</p>
---------------	--

評価 (Check)								
経営健全化に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	経常・経常外収支比率	目標値	121.6	105.3	107.8	108 103.9	103.9	%
	説明 (経常収入+経常外収入)÷(経常支出+経常外支出)	実績値		115.2	114.1			
2	基金準備金造成	目標値	460	182	256	270 140	140	百万円
	説明 基金準備金の積立額	実績値		414	445			
3	安全で効率的な資金運用	目標値	227	225	250	277 200	200	百万円
	説明 債券による運用(有価証券利息配当金)	実績値		234	264			
指標1 に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
指標2 に対する達成度		a						
指標3 に対する達成度		a						
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)								
<p>【指標1・2関連】 保証料収入は減少したが、経費抑制などに努めたことにより、経常・経常外収支比率は、114.1%と目標値を上回ることができ、基金準備金の積立額についても、目標値を上回ることができました。</p> <p>【指標3関連】 自己資金運用計画に基づき、利率の良い債券への入替えを行ったため、目標を達成できました。また、エネルギーや原材料の価格高騰等の影響により業績が悪化した中小企業者等の代位弁済増加が懸念されたことから、資金運用にあたっては手元資金の流動性を確保しつつ効率的な自己資金運用を行いました。</p>								

	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A 経費抑制に努めた結果、成果指標である経常・経常外収支比率が114.1%と目標値を上回り、基金準備金造成も445百万円と目標値を上回った。また安全性に配慮した運用を基本としつつ債券の入替えを図ったことなどにより264百万円と運用益が目標値を上回った。こうした取組の結果、経営の基盤の強化と経営安定に寄与したため。

改善 (Action)		
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	II

法人名(団体名)	川崎市信用保証協会	所管課	経済労働局経営支援部金融課
----------	-----------	-----	---------------

3. 業務・組織に関する取組①(令和5(2023)年度)

項目名	資質向上を図るための人材育成
計画(Plan)	
現状	職員の資質向上を目的として、「職員研修要綱」「通信教育研修要領」「公的資格取得奨励制度内規」を整備し、研修受講や、中小企業診断士、信用調査検定(全国信用保証協会連合会主催の検定)等の各種資格の取得を促進しています。
行動計画	階層に応じた研修の受講や、専門資格等の取得に対して積極的に取り組むよう働きかけ、職員の資質向上を目指します。
具体的な取組内容	中小企業の多様なニーズに的確に応えるため、OJTに加え各種研修や通信教育を活用し、保証審査や経営支援等に関する職員の能力向上を図るとともに、中小企業への支援能力を高めるため、中小企業診断士や全国信用保証協会連合会の信用調査検定等、職員の資格取得を推進します。

実施結果(Do)

業務・組織に関する活動実績	【指標1関連】 職員の中小企業者等への支援能力を高めるため、中小企業診断士や全国信用保証協会連合会の信用調査検定の資格取得を推進しており、中小企業診断士に1人、信用調査検定(上級)に1人が資格取得しました。 また、職員の能力向上を図るため、連合会主催の業務知識向上等の研修17講座に25人が受講しました。
---------------	--

評価(Check)

業務・組織に関する指標		目標・実績	R3年度(現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	人材育成に関する取組	目標値	12	13	14	14	15	人
	説明 専門資格等の取得者数(延べ人数)	実績値		13	15			
指標1に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)								
延べ合格者は15人となり、目標値の14人を達成できました。内訳として、中小企業診断士合格者6人(昨年度から1人増)、信用調査検定(上級)9人(昨年度から1人増)です。								

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A 人材育成に関する取組について、専門資格等の延べ取得者数が15人と目標値を上回り、目標を達成したため。

改善(Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I OJTの他各種研修や通信教育を活用し、職員の保証審査や経営支援等に関する能力向上を図るとともに、中小企業者等への支援能力を高めるため、中小企業診断士や全国信用保証協会連合会の信用調査検定等、職員の資格取得を推進します。

法人名(団体名)	川崎市信用保証協会	所管課	経済労働局経営支援部金融課
----------	-----------	-----	---------------

業務・組織に関する取組②(令和5(2023)年度)

項目名	経営の透明性の向上
計 画 (Plan)	
現状	中期事業計画並びに年度経営計画に係る業務実績及びコンプライアンス体制並びに運営状況について評価を受け、公表しています。 また、統計や広報誌の掲載等、情報発信に努めています。
行動計画	経営の透明性向上に資する資料として、中期事業計画及び年度経営計画に係る業務実績並びにその評価、ディスクロージャー誌、広報誌及び統計資料について、適切に情報発信を行います。(合計年間20回掲載予定)
具体的な取組内容	経営の透明性の向上に資する取組として、年度経営計画に係る業務実績及びその評価や統計資料をホームページで公表するとともに、ディスクロージャー誌や広報誌を発行しています。 また、協会の認知度を高めるための積極的な広報を実施します。

実施結果 (Do)

業務・組織に関する活動実績	【指標1関連】 経営の透明性向上のための取組として、年度経営計画に係る業務実績及びその評価等をホームページで公表(1回)しました。このほかディスクロージャー誌を発行(1回)、また、広報誌を6回発行するとともに、統計資料を12回、これらもホームページに掲載しました。
---------------	---

評 価 (Check)

業務・組織に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	情報発信回数	目標値	20	20	20	20	20	回
	説明 当協会ホームページによる情報発信回数 ※R4～7年度の個別設定値:19(現状値の95%)	実績値		20	20	20		
指標1 に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)								
外部評価委員会を実施し、年度経営計画の評価及びコンプライアンス実施状況の報告を行い、委員から意見をいただいた上で、公表しました。また、ディスクロージャー誌、広報誌及び統計資料についても、適切に情報発信を行いました。								

本市による評価

達成状況

- 区分
- A. 目標を達成した
 - B. ほぼ目標を達成した
 - C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった
 - D. 現状を下回るものが多くあった
 - E. 現状を大幅に下回った

A

区分選択の理由

延べ20回の適切な情報発信を行い、成果指標の目標を達成し、経営の透明化や、融資・保証制度の情報提供に寄与したため。

改 善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I 引き続き、年度経営計画の自己評価について、外部評価委員による評価を受け、結果を公表します。 また、ディスクロージャー誌の発行を行うほか、広報誌の発行や統計資料の情報発信を行います。

●法人情報

(1)財務状況

収支及び財産の状況(単位:千円)		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
収支計算書	経常収入	2,538,344	2,395,279	2,440,215		
	経常支出(事業費)	523,112	583,154	539,924		
	経常支出(その他)	953,996	866,124	835,515		
	うち減価償却費	15,835	14,034	15,949		
	経常収支差額	1,061,237	946,001	1,064,777		
	経常外収入	2,645,180	3,889,017	4,745,507		
	経常外支出	2,785,968	4,006,989	4,919,973		
	経常・経常外収支差額	920,449	828,029	890,311		
	当期収支差額	920,449	828,029	890,311		
貸借対照表	総資産	238,256,872	226,132,170	209,022,401		
	流動資産	237,937,672	225,805,160	208,706,885		
	固定資産	319,200	327,010	315,516		
	総負債	221,777,291	208,922,966	190,922,885		
	流動負債	221,559,927	208,709,601	190,695,441		
	固定負債	217,364	213,365	227,445		
	正味財産	16,479,582	17,209,204	18,099,516		
基本財産	12,566,669	12,980,684	13,425,839			
準備金等	3,912,912	4,228,520	4,673,676			
主たる勘定科目の状況(単位:千円)		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
経常収入	保証料	2,087,463	2,015,579	1,932,598		
経常支出	信用保険料	896,324	862,694	822,564		
総資産	現金預金及び株式等	23,397,535	22,469,836	22,581,010		
総負債	有利子負債(借入金+社債等)					
本市の財政支出等(単位:千円)		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
補助金		21,334	64,985	55,745		
負担金						
委託料						
指定管理料						
貸付金(年度末残高)						
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)						
出捐金(年度末状況)		2,088,273	2,088,273	2,088,273		
(市出捐率)		16.6%	16.0%	15.5%		
財務に関する指標		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
流動比率(流動資産/流動負債)		107.4%	108.2%	109.4%		
有利子負債比率(有利子負債/正味財産)						
経常収支比率(経常収益/経常費用)		171.8%	165.3%	177.4%		
正味財産比率(正味財産/総資産)		6.9%	7.6%	8.7%		
経常費用に占める市財政支出割合 ((補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常費用)		1.4%	4.5%	4.1%		
経常収益に占める市財政支出割合 ((補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常収益)		0.8%	2.7%	2.3%		
法人コメント		本市コメント				
現状認識	今後の取組の方向性	本市が今後法人に期待することなど				
収支状況は、経常収入のうち保証料収入が1933百万円と前年度より減少したものの、経常支出も前年度より減少したため、当期収支差額は890百万円と前年度より増加しました。当期収支差額のうち445百万円を収支差額変動準備金に、445百万円を基金準備金に繰入れ、経営基盤の強化を図りました。 また、基本財産のうち基金は出えん金・金融機関等負担金ともに抛出がなかったことから、前期から変動はありませんでした。	経常収支差額、当期収支差額ともに黒字であり、今後も引き続き経営努力を重ね、業務の適正な運営と効率化を図り、令和6(2024)年度においては、経常・経常外収支比を108.0%に、基金準備金達成を270百万円に目標設定しています。 また、収支差額は収支差額変動準備金と基金準備金に繰入れを行い、経営基盤強化を図ります。	物価高騰等の影響により、引き続き、中小企業者等を取り巻く経営状況が厳しいものと想定され、金融機関や支援機関と連携した中小企業者等への効果的な経営支援を進めていく必要があります。信用保証協会は、資金面等から中小企業者等の経営の安定に寄与しており、今後も市内経済の振興に重要な役割を担っていくものと考えています。また、保証債務残高が高い水準にあり、社会経済状況の推移によっては、代位弁済額が増加し、協会の経営に影響を及ぼす恐れがあります。そのため、引き続き経費の抑制に努め、かつ、適正に求償権等の回収を図るなど協会の経営基盤を強化することが必要です。				
(2)役員・職員の状況(令和6年7月1日現在)		常勤(人)		非常勤(人)		
	合計	うち市派遣	うち市OB	合計	うち市在職	うち市OB
役員	4	0	2	11	1	0
職員	35	0	0	0	0	0

【備考】

●総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解
・理由
・今後の方向性

令和5年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

・これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**令和4年3月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（令和4年度～令和7年度）」**に基づく、令和5年度の取組について評価を行いましたので以下のとおり御報告いたします。

・本評価結果は、**上記方針に基づく2年目の評価**となるものであり、令和4年度取組評価において、**新型コロナウイルス感染症からの想定以上の回復状況により変更した目標値等を踏まえて取組を推進し、評価シートのPDCAサイクルを着実に回していく**ことで、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」**を図っていくことにつながっていくものとなります。

1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

・本市では、**平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降**、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し**出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等**、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。

・**平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定**し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。

・今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、**多様な主体との連携の重要性が増している**ほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等においても、**「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められる**など、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。

・こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される**「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言等**を踏まえ、平成30年度に前記指針について**「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改めました**。当該指針において、**各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定**し、毎年度、同方針に基づく各法人の取組の点検評価を実施していくこととしたところです。

令和5年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法人名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送（株）
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	（公財）川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	（公財）かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	（公財）川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	（公財）川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	経営支援部金融課	川崎市信用保証協会
8		観光・地域活力推進部	川崎アゼリア（株）
9		産業政策部企画課	（公財）川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵（株）
11	健康福祉局	保健医療政策部	（公財）川崎・横浜公害保健センター
12		長寿社会部高齢者在宅サービス課	（公財）川崎市シルバー人材センター
13		障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	（公財）川崎市身体障害者協会
14	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会
15	まちづくり局	総務部庶務課	（一財）川崎市まちづくり公社
16		総務部庶務課	みぞのくち新都市（株）
17		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
18	建設緑政局	緑政部みどりの管理課	（公財）川崎市公園緑地協会
19	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭（株）
20		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ（株）
21	消防局	予防部予防課	（公財）川崎市消防防災指導公社
22	教育委員会	健康給食推進室	（公財）川崎市学校給食会
23		生涯学習部生涯学習推進課	（公財）川崎市生涯学習財団

令和5年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

2 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成

・前記1のとおり、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定とそれに基づく取組評価の趣旨は、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくところに主眼**があるため、その実施を担保する取組評価となっています。

・即ち、具体的な取組評価シートにおいては、まず「法人の概要」、「本市施策における法人の役割」、「現状と課題」、「取組の方向性」を明確にし、「4か年計画の目標」を立て、「**本市施策推進に向けた事業取組**」と「**経営健全化に向けた取組**」、「**業務・組織に関する取組**」の各視点から取り組むべき事業・項目とその指標を設定し、当該達成状況とコストを伴うものは費用対効果の評価によって、今後の取組の方向性を導き、それらを総括して、市が法人に期待することや対策の強化を望む部分を明確にすることにより、上記趣旨を達成していく構成となっています（各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方は次頁以降参照）。

・なお、法人情報として、**各法人の収支と財産の状況、主たる勘定科目の状況、本市の財政支出、財務指標等**も確認できるようにしています。

《取組評価シートの様式イメージ》

経営改善及び連携・活用に関する取組評価
(令和5(2023)年度)

法人名(団体名) _____ 所管課 _____

経営改善及び連携・活用に関する方針

法人の概要

本市施策における法人の役割

現状と課題

取組の方向性

本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組
4か年計画の目標

1. 本市施策推進に向けた事業取組

取組ID	事業名	指標	達成率 (%)								

2. 経営健全化に向けた取組

取組ID	項目名	指標	達成率 (%)								

3. 業務・組織に関する取組

取組ID	項目名	指標	達成率 (%)								

法人及び本市による総括

令和5(2023)年度取組評価における本市の取組メカニズムに対する法人の受止め状況

令和5(2023)年度取組評価の結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など

法人(団体名) _____ 所管課 _____

法人情報

(1) 経営状況

収支及び資産の状況(単位:千円)

	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度
収支						
資産						

主たる勘定科目の状況(単位:千円)

	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度
収支						
資産						

本市の財政支出等(単位:千円)

	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度
財政支出						

経営に関する指標

	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度
活動比率(活動比率/活動負債)						
経費対収入比率(経費対収入/経費)						

法人コスト

	今期の取組の方向性	本市コスト
取組内容		

(2) 役員・職員の状態(令和6年7月1日現在)

	役員(人)		非役員(人)	
	合計	(%管理職)	合計	(%管理職)
役員				
非役員				

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

① 各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

●各達成度の基本的な考え方

- a. 実績値 \geq 目標値 b. 目標値 $>$ 実績値 \geq 現状値（個別設定値） c. 現状値（個別設定値） $>$ 実績値 \geq 目標値の60%
d. 目標値の60% $>$ 実績値

●指標の単位が「%」のものうち、現状値と各年度の目標値の変化量が1%未満のものと、指標の単位が「%」以外のものうち、現状値と各年度の目標値の変化率が1%未満のもの、現状値について適切な実績がないもの等の場合

⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。（原則として、上記変化量や変化率が1%未満の場合には、直近数年間の実績の平均値と、現状値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値とし、現状値について適切な実績がない場合には、R4年度の実績値と、各年度の目標値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。）

●目標値 \times 60%が、現状値以上（良い）の場合

⇒abdから選択。また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。

●目標値が現状値未満（悪い）の場合（個別設定値を設定している場合を除く）

⇒acdから選択。また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。

●0に抑えることを目標にしている場合

⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。

●下がるのが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値 \geq 実績値 b. 現状値（個別設定値） \geq 実績値 $>$ 目標値 c. 目標値の $1/0.6 \geq$ 実績値 $>$ 現状値（個別設定値）
d. 実績値 $>$ 目標値の $1/0.6$

●範囲内となるのが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値の下限値 \leq 実績値 \leq 目標値の上限値 b. 想定なし
c. 目標値の下限値の60% \leq 実績値 $<$ 目標値の下限値、又は、目標値の上限値 $<$ 実績値 \leq 目標値の上限値の $1/0.6$
d. 実績値 $<$ 目標値の下限値の60%、又は、目標値の上限値の $1/0.6 <$ 実績値

令和5年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

指標に対する達成度	点数	事例1		事例2		事例3		事例4		事例5	
		指標の数	合計点								
a	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
c	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00

平均点(合計点÷指標の数)→ 3.00 2.67 2.00 1.33 0.33

達成状況区分	指標に対する達成度の平均点
A. 目標を達成した	3
B. ほぼ目標を達成した	2.5以上～3未満
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	1.5以上～2.5未満
D. 現状を下回るものが多くあった	0.5以上～1.5未満
E. 現状を大幅に下回った	0.5未満

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能
 なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

令和5年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

(目標値・実績値ともに(－)の場合、セルに斜線(＼)を入力。)

達成状況 \ 行政サービスコスト に対する達成度	1). 実績値が目標値の 100%未満	2). 実績値が目標値の 100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の 110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の 120%以上
A. 目標を達成した	(1). 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

※行政サービスコストに対する達成度について、実績値が目標値未満である方が、コスト面からは良いため、評価の良い順としては、1) から4) となる。

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。

なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

令和5年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

方向性区分	説明(選択の要件)
I. 現状のまま取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下の両方に該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択 <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択
II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下のいずれかに該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標、事業別の行政サービスコストの目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択 <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 (以下のいずれかに該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標の目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択
III. 状況の変化により取組を中止	取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。)

令和5年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

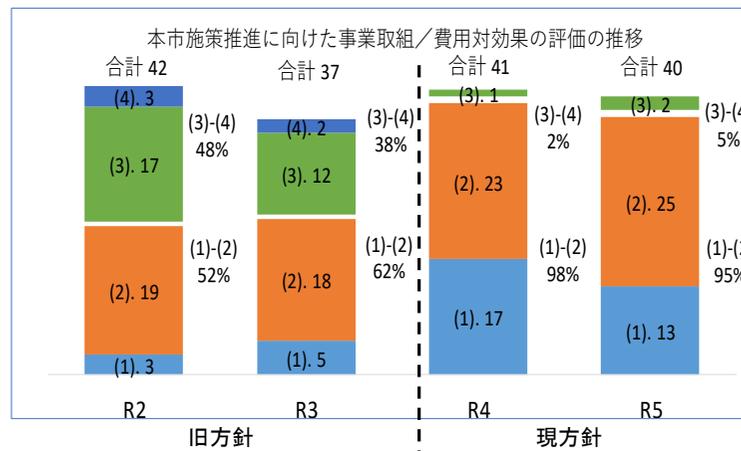
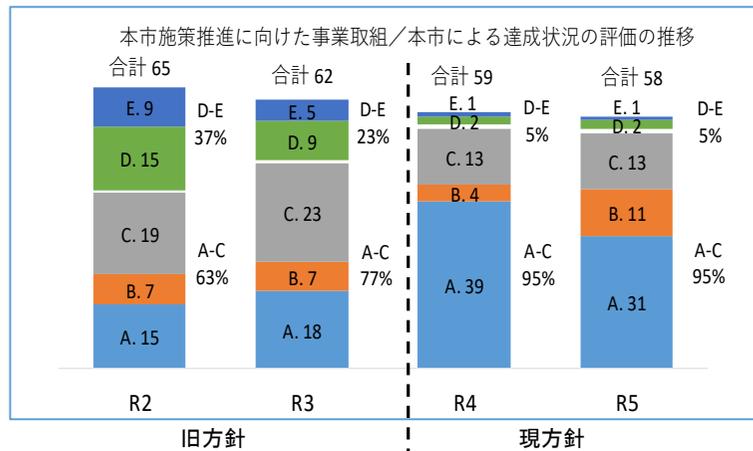
3 令和5年度 取組評価の総括

・本市施策推進に向けた事業取組は、23法人で58件の取組（うち40件の取組が費用対効果の評価あり）があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約95%、費用対効果の評価が「(1)又は(2)」となったものが約95%と、**目標値の変更後においても、引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多くなった**一方、達成状況の評価が「D又はE」となったものが約5%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが約5%と、**コロナに起因する状況の変化などにより、目標未達となった課題のある取組も僅かに見られた**ところです。

・経営健全化に向けた取組においては、29件の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約97%と、**本市施策推進に向けた事業取組と概ね同様の状況となっており、経営健全化が図られている**一方、「D又はE」となったものが約3%と、**経営健全化に向けて課題のある取組も僅かに見られた**ところです。

・業務・組織に関する取組については、34件の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約97%、「D又はE」となったものが約3%と**概ね適正な状況を保持しています**。

・令和5年度については、令和4年度と同様に**何れの取組においても一定以上の成果**があり、今後も着実な取組の推進が期待されますが、**コロナに起因する状況の変化などにより、目標未達となった課題のある取組も僅かに見られている**ことから、**本市施策への影響等も適切に把握しながら、取り巻く状況の変化に的確に対応し、対策を講じるなど、改善に向けた取組も求められます**。また、**今般の物価やエネルギー価格の高騰など、社会経済状況の変化に伴うリスクを的確に捉え対応する視点も、引き続き必要**です。



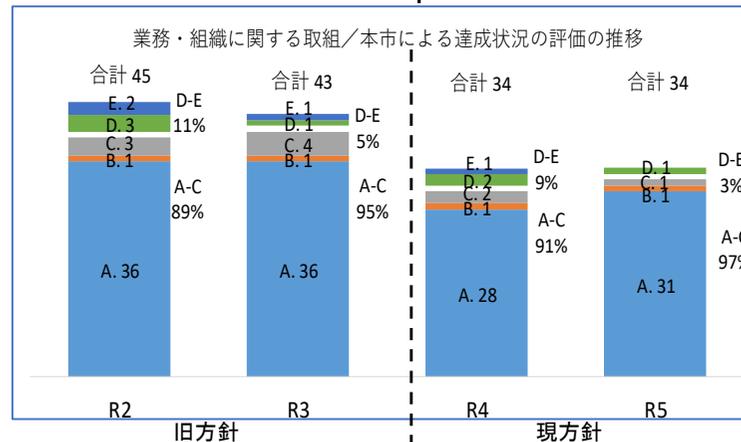
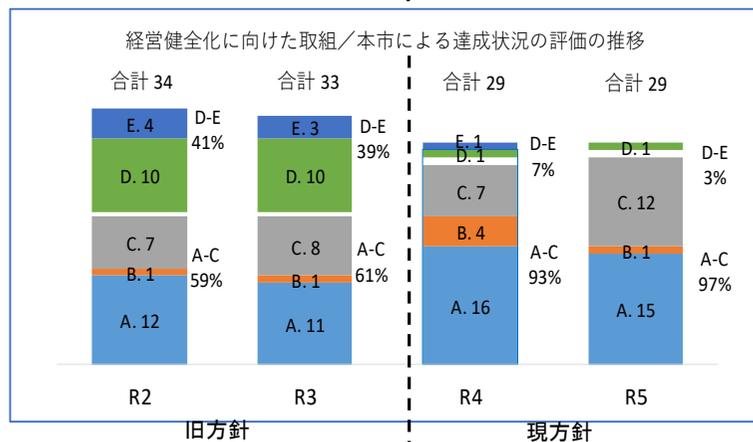
<本市による達成状況の評価区分>

- A. 目標を達成した
- B. ほぼ目標を達成した
- C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった
- D. 現状を下回るものが多くあった
- E. 現状を大幅に下回った

<費用対効果の評価区分>

- (1). 十分である
- (2). 概ね十分である
- (3). やや不十分である
- (4). 不十分である

※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり



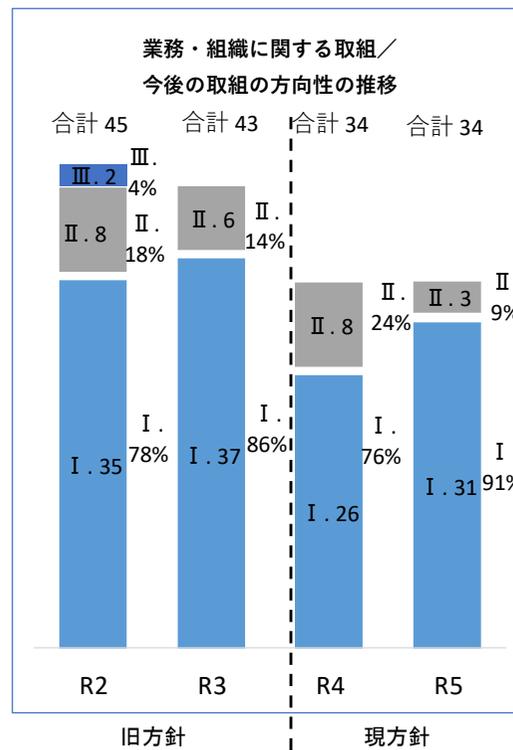
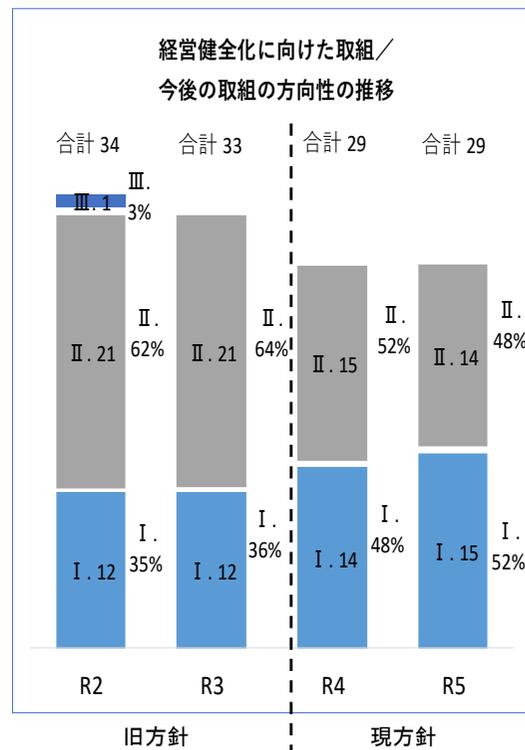
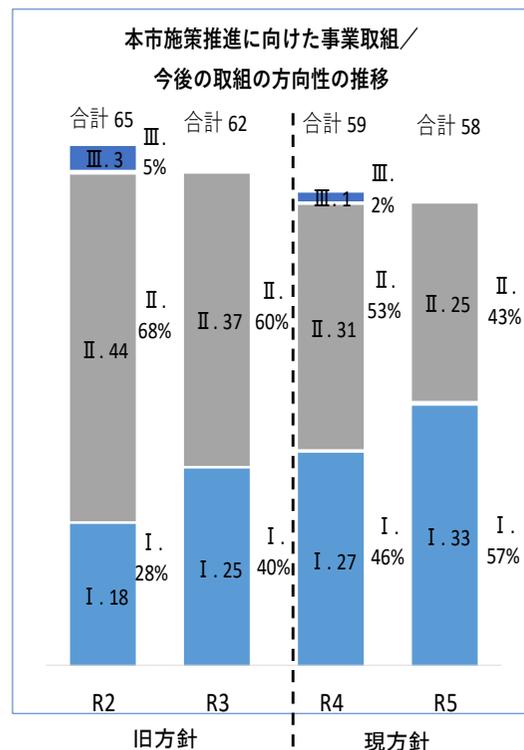
令和5年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

4 令和5年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

・下表の各取組において、令和5年度の今後の取組の方向性が「Ⅰ」となった約57%、52%、91%のものについては、引き続き、**法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていく**ことが必要です。

・各取組において、令和5年度の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となった約43%、48%、9%のものについては、**その要因を分析し、法人自ら取組の改善策を講じるよう促すとともに、市としてもより緊密な連携を図っていくことや、社会状況等の変化により、法人としての役割の整理等を実施**していくことも求められます。

・なお、令和5年度の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となったものの中には、**社会経済状況の変化により、関連する法人の経営計画に変更があったものや、令和5年度取組評価の状況を踏まえ一層の取組の推進を図るもの等**もあり、その場合には、理由を明確にした上で、今回の評価に併せて目標値の変更を行うものとしします。



＜今後の取組の方向性区分＞

- Ⅰ. 現状のまま取組を継続
- Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続
- Ⅲ. 状況の変化により取組を中止

※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり

令和 6 年 8 月 6 日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会

会長 伊藤 正次

令和 5 年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議
結果について

令和 6 年度第 1 回及び第 2 回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出資法人等 2 3 法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 5 年度の取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。

別添

令和5年度 出資法人「経営改善及び連携・活用
に関する取組評価」の審議結果

令和6年8月

川崎市行財政改革推進委員会

目 次

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

- (1) 審議対象について
- (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について
- (3) 取組評価の手法について

2 評価全般に関する審議結果について

- (1) 取組全体の評価
- (2) 審議内容

3 個別の評価に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
- (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

【参考資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 審議経過

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

(1) 審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、令和4年3月に本市主要出資法人等について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」（以下「連携・活用方針」という。）の令和5年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、各法人の「連携・活用方針」に基づく2年目の評価となるものであり、評価全般に対し、令和4年度取組評価において、新型コロナウイルス感染症からの想定以上の回復状況により変更を行った目標値等を踏まえた取組の進捗状況を確認し、個別の評価については、方針策定時の現状を下回り、目標達成が不十分で一層の取組が必要とされるものや、状況の変化により目標値の変更を行うものなどを中心に審議を行った。

(2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について

審議対象である各法人の「連携・活用方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に、令和4年度から令和7年度までの4か年を取組期間として、実施するものである。

同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の3つを取組の柱として、計121の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

(3) 取組評価の手法について

各法人の「連携・活用方針」の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定めるPDCAサイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した121の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組期間の初めに設定した、当該事業又は項目に

係る現状・行動計画・指標と4か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画（Plan）して、当該計画に対する実施結果（Do）を記入し、実績値の評価（Check）を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善（Action）の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

2 評価全般に関する審議結果について

(1) 取組全体の評価

ア 「本市施策推進に向けた事業取組」

市による達成状況の評価が「A 目標を達成した、B ほぼ目標を達成した又は C 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものが約 95%、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが約 95% となっており、目標値の変更後においても、引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多くなった一方、市による達成状況の評価が「D 現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものが約 5%、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものが約 5% と、新型コロナウイルス感染症に起因する状況の変化などにより、目標未達成となった課題のある取組も僅かに見られたところである。

イ 「経営健全化に向けた取組」

市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが約 97% と、本市施策推進に向けた事業取組と概ね同様の状況となっており、経営健全化が図られている一方、「D 又は E」となったものが約 3% と、経営健全化に向けて課題のある取組も僅かに見られたところである。

ウ 「業務・組織に関する取組」

市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約97%、「D又はE」となったものが約3%と、概ね適正な状況を保持していると認められる。

上記取組について、令和5年度は、令和4年度と同様に何れの取組においても一定以上の成果があり、今後も着実な取組の推進が期待されるが、新型コロナウイルス感染症に起因する状況の変化などにより、目標未達成で課題のある取組も僅かに見られていることから、本市施策への影響等も適切に把握しながら、取り巻く状況の変化に的確に対応し、対策を講じるなど、改善に向けた取組も求められる。また、今般の物価やエネルギー価格の高騰など、社会経済状況の変化に伴うリスクを的確に捉え対応する視点も、引き続き必要と考える。

(2) 審議内容

ア 目標未達成となった取組の影響について

<本委員会の意見>

全般的には、目標値の変更後においても、着実に取組を進め成果を上げているが、目標未達成で課題のある取組が少ないことにのみ着目し、総括するのではなく、例えば、目標未達成となった取組の事業規模等によっても、市の施策へ与える影響等も異なると思われることから、こうした視点も踏まえた対応をすることも必要と考える。

<市の見解>

「連携・活用方針」に基づく取組評価は、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的とし、実施していることから、目標未達成となった課題のある取

組については、その要因分析を的確に行いながら、本市施策へ与える影響等も適切に把握するとともに、市と法人が緊密に連携し、具体的な対策を講じるなど、改善に向けた取組が必要と考える。

イ 出資法人の存在意義等について

<本委員会の意見>

新型コロナウイルス感染症に起因する状況の変化や、物価・エネルギー価格の高騰、事業への更なる民間事業者の参画など、多様で変化の激しい社会状況にある中、法人の事業運営や財務面においても、影響が及んでいる状況も見受けられることから、法人の役割や存在意義については、将来における抜本的な見直しも視野に入れながら、整理、検討を行う必要があるのではないかと考える。

<市の見解>

「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」において、「連携・活用方針」に基づく点検評価により、著しく有効性及び効率性が低下し、状況が改善されない事業が把握された場合は、そのあり方や手法の見直し等を検討することとしている。

出資法人は、独立した事業主体として高い専門性を持ちながら、多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟かつ効率的に対応することで、行政機能を補完・代替・支援するという役割が期待されているところでもあるが、令和8年度を始期とする新たな「連携・活用方針」の策定に向けては、改めて、現状の課題や状況の変化を踏まえながら、「連携・活用指針」に基づき、出資法人が担う公共的な役割の妥当性等を検証し、法人の設立目的や存在意義等も含めて検討する必要があると考える。

3 個別の評価に関する審議結果について

(1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の財団本部事業について	<p>・文化芸術施設の稼働率向上や同施設における主催事業の参加者増のための手法として、従来型のアンケート、広報誌等による発信は、受け手市民に十分に届いているのか。SNS 発信、主要駅等での宣伝、マスメディアでの取り上げなどの様々な手を尽くし、民間事業者と伍していくだけのノウハウを活用することが必要不可欠ではないか。</p> <p>・老若男女問わず刺さるための宣伝力が問われていると思う。ひとえに、事業を市民の目に止めさせるかが肝要ではないか。関連企業等とのタイアップを目玉として位置付けることも有効ではないか。</p>	<p>効果的に施設や事業を周知するため、チラシに加え、市内の多様な文化イベント情報やギャラリー展覧会情報などを掲載したアートニュースを毎月発行し、誰もが気軽に手にできるよう、多くの人が目にする各区役所や市民館・図書館、学校、市内公共施設をはじめ商業施設などにも配架するとともに、関連するイベント等と連携した周知や財団のWEBサイトへの掲載など、市民に十分に届くことを意識した広報となるよう工夫しています。また、広報動画や SNS での発信など、経費も考慮した効果的な広報となるよう努めています。</p> <p>今後も、より市民の目に止まるような効果的な広報のため、浮世絵等の文化資源を観光活用することで、観光業との連携など、検討していきたいと考えています。</p>

<p>かわさき市民活動センターの青少年健全育成事業について</p>	<p>わくわくプラザの登録率が目標を下回っていること自体は問題ではなく、わくわくプラザを含めて子どもの居場所が適切に確保されているかが重要であると考えられる。この点からすると、「利用者満足度アンケート」の質問項目のうち、「活動内容は保護者に伝えられている」ことを肯定する回答が66.9%とやや低い点が気になる。子どもの居場所づくりに関する取組全体の中でのわくわくプラザの位置づけを意識しながら、内容の充実や地域における認知度の向上に努める必要があるのではないか。</p>	<p>青少年の心身の健全な育成を図るため、家庭、学校、地域、行政などと連携し、利用者のニーズに寄り添いながら、子どもの成長を見守り、多世代交流の場づくりはこれからも大変重要と認識しています。</p> <p>ご指摘いただきましたとおり、事業を開始した当初から、内容の充実につきましては課題であると認識しておりますので、児童の安全な居場所として、入退室情報が保護者へ伝達される入退室管理システムの配信機能を活用した広報の検討など、多種多様な事業展開による内容の充実を図るとともに、併せて、地域の関係団体等の協力を得る中で地域における認知度の向上に努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業について</p>	<p>・取扱量の減少等や、それに連動する主要な売上高の減少等への対応について、方向性の具体的内容に記載する取組が改善策となっているのか疑問に思われる。これまで対応していなかったSNSの活用に関する検討もよいが、果たしてどれだけの効果を見込んでいるのか。場内事業者の廃業等もあ</p>	<p>本市及び川崎冷蔵(株)が保有する現在の冷蔵・冷凍設備は、古いものでは建設後25～40年以上経過しており、卸売市場を取り巻く社会経済環境の変化に十分に対応しきれていないことが、同社の経営動向に影響を与えていると考えています。</p> <p>川崎冷蔵(株)の安定的な経営の実現に向け、当面は現行施設下における売上確保の取組に努めるとともに、市場内の冷蔵・冷凍設備が時代に合った規模・能力で整備される機能更新の動きに</p>

	<p>る中で、こうした減少分を取り戻すだけのより具体的な取組の記載が必要ではないか。</p> <p>・北部市場の機能更新もある中で、中長期的な課題ではあると思うが、法人の在り方に関しても考えていく必要があるのではないか。</p>	<p>合わせて、効率的な業務体制を構築できるよう、本市や PFI 事業者と連携を図りながら取り組んでいくこととなります。</p> <p>また、SNS の活用については、その効果の具体的な数字までは算出しておりませんが、売上増加や企業認知度向上、人材確保等に向けて、積極的に取り組んでいくという趣旨で実施を検討しております。</p>
<p>川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業について</p>	<p>かなりの取扱量・稼働率の目標未達が見られるが、「場内事業者の廃業」とは具体的にどれくらいのものか、どのような理由でなのか。</p>	<p>川崎冷蔵（株）の冷蔵・冷蔵庫で比較的大規模に容積建て保管を利用していた水産仲卸業者のうち 1 社が、令和 5 年度に業績不振により廃業し、F 級の 365.2 m³が返還されました。</p> <p>一方で、令和 5 年度、事業者への営業活動を実施し、SF 級容積建の冷蔵庫について水産仲卸の既存顧客 2 社が規模を拡張、新規顧客 1 社の利用開始につなげており、容積建稼働率の維持・向上に努めるなど、引き続き、事業者の利用拡大に向けて取り組みます。</p>

<p>川崎・横浜公害保健センターの検査・検診事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の医療機関での受診を希望する被認定者が増加したために受診率が目標を下回っていることに表れているように、本事業は歴史的使命を終えつつあると判断することができるのではないか。 ・行政サービスコストの目標値が達成できなかった理由が修繕費等の増加であるとされており、施設・設備の老朽化が懸念される。資産マネジメントの観点からも本事業のあり方を検討する必要があるのではないか。 ・課題感に関しては、取組評価シートに記載されているとおりと認識しており、他の医療機関でも対応できるということは、この法人の存在意義を考えた時に、結果として、法人の廃止という整理もあり得るのではないかと思われる。また、仮に法人を存続させるとしても、存続させると判断できるだけの材料を示した上で判断することが 	<p>センターの主な実施事業である検査・検診事業については、公害健康被害被認定者は徐々に減少傾向にあるものの、現在約1,000人おり、そのうち40歳・50歳代が約50%を占めることから、サービスを継続的かつ効果的に受けられることが重要であると考えております。</p> <p>さらに、昨年6月に策定した「川崎市アレルギー疾患対策推進方針」のもと、気管支ぜん息を含めた幅広いアレルギー疾患に関して、総合的な対策に向けて取組を進めていることから、こうした取組と、センターで実施する一般市民の方も対象とした呼吸機能訓練・呼吸器健康相談との整合を図る必要があります。</p> <p>議会からは、検査・検診事業が減収傾向にあること、センターで実施する事業を担えるその他の医療機関等が増加していること、相対的にセンターの専門性等が薄れていること、法人の収支不足に対して、限りある基金を原資とした補助金で対応している状況などを鑑みて、本市に対してセンターの在り方を含めて検討するよう要請されたことに加え、今回いただいた御意見を踏まえ、本市施策との整合を図りつつ、横浜市や法人などの関係者と協議を行いながら、様々な観点から、総合的に検討を進めてまいります。</p>
----------------------------------	---	---

	<p>求められるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずれにしても、法人の在り方に関しては、今後の被認定者数の見込みや、法人における職員の人件費等について、中・長期的な視点でしっかりと分析を行った上で、検討を行うことが必要であると考える。 ・検査可能な民間医療機関が増え、当法人から受診者がシフトしているのは好ましい状況ではないのか。当法人は存在意義を転換していくべきではないか 	
<p>みぞのくち新都市の魅力あふれる再開発ビルの管理運営について</p>	<p>顧客満足度において調査方法等が変更されたとのことだが、どのような変更をしたのか。</p>	<p>令和4年度は、専門の調査機関（民間マーケティング会社）の生活者パネル調査の対象者のうち、ノクティ周辺の地域に居住しており、かつ、ノクティを利用したことがある方を抽出し、調査機関経由でアンケートを行いました。令和5年度は、アンケート依頼の対象・方法を変更しました。</p> <p>まず、店内ポスター、リーフレット、ホームページ、ノクティビジョン、デジタルサイネージにより広く告知するとともに、NOCTY メールマガジンにてアンケート依頼を行いました。その上で、性別・年齢等の回答者属性の偏りを解消するため、回答が少</p>

		<p>なかった属性のノクティポイントカード会員のうち、メールアドレス登録者（NOCTY メールマガジン配信希望者）に対して追加依頼を行うという手法をとり、より正確な顧客満足度、ニーズ把握に努めました。</p>
<p>臨港倉庫埠頭のコンテナターミナル管理運営事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響等との評価だが、今後のコンテナ取扱貨物量の回復の見通しはあるのか。客観的な実情を確認したい。 ・航空貨物の需要増大なども踏まえれば、本事業について当該法人が担うべきものかなどについて抜本的な検証・検討を行うことが求められるのではないか。 	<p>はじめに、今後のコンテナ取扱貨物量の回復の見通し等についてでございますが、令和6年4月～6月の取扱貨物量は前年同月対比で約20%の伸びを記録している状況であるものの、世界的な情勢としては、パナマ運河の渇水に伴う通航制限や紅海付近の情勢悪化に伴いスエズ運河から喜望峰へのルート変更によりコンテナ不足等のサプライチェーンがまだ復調しておらず、その影響もあって主要港への貨物の集約化などの動きにより川崎港は抜港の対象となっている状況です。</p> <p>今後、サプライチェーンが安定してくれば、コロナ禍前の水準に緩やかに戻っていくと考え、引き続き既存顧客へのフォローアップ、喪失顧客の再獲得、新規顧客獲得の展示会への出展等ポートセール活動を行ってまいります。</p> <p>次に、本事業について当該法人が担うべきものかについてでございますが、川崎港におきましては、川崎市港湾局と港湾関連事業者等で構成する官民が一体となって構成する『川崎港戦略港湾</p>

		<p>推進協議会』を中心にポートセールス活動を展開しており、出資法人である川崎臨港倉庫埠頭（株）は、本協議会の一部会であるポートセールス部会（PS部会）の一員として事業に携わっております。また、当法人は京浜港唯一の港湾運営会社である横浜川崎国際港湾株式会社とともに共同事業体を組み川崎港コンテナターミナルの指定管理者として指定されており、川崎港コンテナターミナルの管理運営に民間のノウハウや活力を導入し、サービスの向上や経費の節減を図るとともに、本市等と連携した積極的なポートセールスを行うことにより、同コンテナターミナルの活性化を図る役割がございます。</p> <p>そのため、現状は出資法人のコンテナターミナル管理運営事業の評価指標の目標値として川崎港戦略港湾推進協議会全体の目標である年間コンテナ取扱貨物増加量 10,000TEU を掲げておりますが、昨今のコンテナ取扱貨物量の推移に関しては、出資法人の努力等ではなく、外的要因が多大に関係しているため、今後出資法人と協議を重ね、次期「経営改善及び連携・活用に関する方針」策定時においては、コンテナターミナル管理運営事業における当該法人が担うべき成果目標（評価指標）についての検証・検討を行ってまいりたいと思います。</p>
--	--	--

<p>生涯学習財団の寺子屋先生養成事業について</p>	<p>寺子屋先生養成講座受講者満足度が目標を上回る実績を上げている点は評価できるが、令和6年度は事業を受託できなかったことから、今後の財団の事業運営への影響が懸念される。事業を受託できなかった理由を精査し、組織運営・事業構想のあり方を見直すことが必要ではないか。</p>	<p>これまでの受託実績により、寺子屋先生養成事業にかかる費用を適切に積算し入札しましたが、今年度は受託には及びませんでした。しかし、本事業は本市の委託事業であり財団の直接的な収益事業ではないことから、事業運営への大きな影響はないものと考えています。</p> <p>本事業は、市の「地域の寺子屋事業」の事業開始以来、中間支援組織としての強みを活かして市と連携協働し、事業の特性などへの理解を深め、市内小中学校の寺子屋開講に繋げるよう、より効果的・実践的な研修を実施するなど、「地域の寺子屋事業」の進捗に主体的に取り組み貢献してきました。今後も引き続き事業内容や運営方法を見直し適切に費用を積算し、事業を受託できるよう取り組んでいきます。</p>
-----------------------------	---	--

(2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の自立性の確保について	<p>民間のノウハウを吸収した上で、出資法人としての強みを生かした一過性ではない自立性の確保について、どのような構想をお持ちなのか。財団のアイデンティティがなければ、先行きは厳しいのではないか。民間にゆだねることも視野に旧来の常識にとらわれない運営を検討していただきたい。</p>	<p>誰もが気軽に文化芸術に触れ、多くの市民が文化芸術の楽しさを感じることができるよう、文化芸術活動を振興し、市民が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを進めることが必要であり、文化財団は市の協働のパートナーとして、文化の専門的な組織としての強みを活かし、多彩な文化芸術事業の実施、文化芸術施設の効果的な運営を行うとともに、多様な市民の主体的な文化芸術活動を促進するために、文化芸術に係る中間支援の取組を推進することが求められます。</p> <p>文化財団は、様々な文化団体や事業者等とのつながりをさらに構築し、事業を幅広く展開することがより効果的と考えますので、事業実施はもとより、川崎の文化芸術を支える人材の育成や、多様な活動主体との連携・コーディネートを行う中間支援の取組強化など、専門的な組織としての役割を担い、本市との連携をさらに深めつつ文化芸術振興を推進するとともに、経費の効率的な執行や事業収益の確保につなげていきたいと考えています。</p>

<p>スポーツ協会の収益性の確保について</p>	<p>令和4年度まで実施していた富士見公園運動施設管理の終了、とどろきアリーナで実施していた教室の縮小などが影響をあたえているようだが、今後、等々力緑地や富士見公園の再編整備によってどのような状況改善が見込めるのか。</p>	<p>「等々力緑地再編整備・運営等事業」及び「富士見公園再編整備事業」は両者ともPFI事業として進められております。川崎市スポーツ協会はこの事業を受託した構成企業にいずれも参加していないため、施設完成後の管理運営等に参加することは難しく、収益の改善につなげることは困難な状況です。</p> <p>経営健全化に向けては、財政基盤の安定化を第一に考え、経費や人件費の抑制を図り、好評な事業の拡大や料金設定の見直しの検討による収支の改善に取り組むとともに、業務分担の一部見直しを行い時間外勤務の縮減や、適正な人員配置について検証し、人件費の削減を実施してまいります。</p>
<p>スポーツ協会の収益性の確保について</p>	<p>指定管理の終了等事業収益構造が大きく変化する中、外部収益増（新規獲得）と内部固定費削減に取り組むのは容易ではない。直ちに「赤字事業」を縮小・廃止すべきものではないが、全体では収支バランスをとなければならない。個別にどんな「赤字事業」があり、どれくらいの赤字額であるのか。</p>	<p>主な赤字事業として、多摩川マラソンは、定員が満たなかったこともあり、約300万円の赤字額となっております。また、桜本スポーツ教室についても、赤字事業（約80万円、人件費を除くと約50万円）となっております。</p> <p>こうしたことから、令和5年度は、新たにスポーツフェスタ事業の受託や、スキー&スノーボード教室など一部事業の料金について適正な価格とし、赤字事業である桜本スポーツ教室については、令和6年度に廃止いたします。今後も、多摩川マラソンの参加者増に努めるとともに、各事業の利用料金についても見直しを</p>

		<p>行うなど、法人として収益性の確保に努めてまいります。</p>
<p>かわさき市民活動センターの法人の自立化や経営の安定化の推進</p>	<p>第5期指定管理の受託施設数が減少したために市からの補助金・委託費以外の収益について令和6年度以降の目標を達成することが困難な状況であるとのことだが、その原因や対応策を検討する必要があるのではないか。</p>	<p>補助金・委託料以外の収益といたしまして、子育て支援・わくわくプラザ事業収益(サービス利用料)及び青少年事業収益(実習生等の受入れに伴う謝礼金)(利用者実費負担)等がありますが、当該収益については、受託施設が減少することにより、それに比した収益(自主財源)が減るという主旨で目標値を変更するものです。</p> <p>引き続き、子育て支援・わくわくプラザ事業等の運営ならびに周知・広報により、自主財源の確保を図るとともに、当該項目以外の自主財源等についても、一層の増加に向けて検討してまいります。</p>
<p>川崎冷蔵の経常利益の確保について</p>	<p>収益大幅減の中、人件費が想定より増加(800万円程度)とはどのような理由によるものなのか。</p>	<p>これまで、経営改善を進めるため、最小限の組織を基本とした業務体制で運営してきましたが、世代交代に対応し業務執行の安定性・継続性の確保を目的として、1人採用したことなどによりま</p> <p>す。</p> <p>今後に向けては、安定的な会社経営を行うため、業務執行の内容・方法等の定期的な点検・確認・指導など、中期事業計画に基づく取組を進め、効率的な業務体制を維持しながら経費の削減に努めます。</p>

<p>川崎冷蔵の自立的・安定的な経営の実施について</p>	<p>使用料の減免が令和6年度からなくなる中、今後も厳しい経営動向が予想される。目の前の経営努力はもちろん必要だが、国際情勢の変化や物流2024問題など、大きな経済環境にも対応していかなければならない。中期経営計画のなかで抜本的な対応策は計画されているのか。</p>	<p>現在の中期事業計画は、自立した経営の確保と場内外事業者へ効果的な営業展開を取組の方向性として、卸売市場や冷蔵・冷凍倉庫を取り巻く令和4年度末時点の状況を踏まえ、令和8年度末までの4年間の計画として、令和5年3月に策定されたものです。</p> <p>国際情勢をはじめとする、計画策定後の状況変化に対しては、当面の間は、現在の計画に基づき臨機応変に取り組むとともに、今後は、機能更新の進捗状況や令和7年度策定予定の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の内容等も踏まえて対応していきます。</p> <p>また、今後、電気料金の上昇に対応した利用料金の見直し等により売上高の増加を図り、借入金を完済して安定的な経営環境の整備を進めていきます。</p>
<p>川崎・横浜公害保健センターの効率性の高い業務運営・改善について</p>	<p>法人の存在意義や役割・機能の変化は必ずしも悪いことではなく、好意的にとらえるべき部分もはっきりさせるべきであると考え。そのうえで、事業効率性には不断の努力は必要であり、記載されているような検討をいたずらに先送りすることなく進めるべき。</p>	<p>「川崎・横浜公害保健センターの検査・検診事業について」における市の見解と同様となります。</p>

<p>公園緑地協会の運営の自立性の向上について</p>	<p>新たな「協働の取組」の担い手確保に繋げる取組の中で、中間支援組織として、協会が持つ地域との繋がりや、専門知識はアドバンテージとしているが、これだけでは今後もこの協会を存続させる理由とはならないものとする。他の民間事業者においても、こうしたアドバンテージがないとは必ずしも言えず、また、等々力緑地のコンセッション事業がいよいよ動き出した中で、今後、他の民間事業者の優位性や協会に代わり担える部分が多く出てくると思われる。</p> <p>現状、公園等の管理に関して、新たな取組の検討をしているとのことだが、取組評価シートに記載のとおりアドバンテージによってのみでは、協会を存続させるだけの理由とはならず、また、市からも一定財政支出があることを考慮しても、協会を引き続き存続させることに対して、対外的な</p>	<p>本市では令和2年度に「パークマネジメント推進方針」を策定し、大規模公園を中心に民間事業者の持つアイデアやノウハウの活用により、収益性の確保や管理運営の効率化が見込まれる公園については、民活導入し、公園課題の解決につなげることとしていますが、一方でまとまった収益をあげることが困難な規模の小さい公園については、様々な主体との「協働の取組」を進めることで、保全、利活用など様々な課題の解決を目指すという、等々力緑地等に代表される大規模公園とは別のアプローチを取っています。</p> <p>「協働の取組」の担い手の中心は、地域住民を想定しており、これまで協会が、長年かけて培ってきた地域住民との信頼関係は、民間事業者にはない強みと考えています。一方で、本市の公園管理の課題認識として、地域団体の高齢化等があり、既存の地域とのつながりだけでは、「協働の取組」を持続的なものとすることは困難であり、新たな「協働の取組」の担い手を公園に呼び込み、管理運営につなげる施策が必要です。この施策の推進には、公園の魅力発信、公園利用者間の活動や取組を連携させることなどこれまでの協会の活動の範囲を超えるものがあり、これらに対応するための体制をどのように構築するのか、法人自ら示す必要があ</p>
-----------------------------	---	--

	<p>説明も含め相応の覚悟が必要ではないか。</p> <p>このような状況において、仮に協会を存続させる方向性であったとしても、例えば、他法人のような「中期事業計画」などの作成により、行政として、協会の方向性等を具体的に示していくことも必要ではないか。</p>	<p>ると考えています。</p> <p>また、令和5年度から、当期の経常損益が約4,000万円の赤字となり、持続的な協会経営が困難な状況です。赤字解消に向けて、市からの財政支出のみに依ることなく、協会自らの経営努力により、改善する計画なしには協会存続の最終判断はできないと考えています。</p>
--	--	---

- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解
意見等特になし。

【参考資料】

(1) 委員名簿

氏名 (敬称略・五十音順)	役職等
出石 稔	関東学院大学 法学部長・法学部地域創生学科 教授
伊藤 正次 (会長)	東京都立大学 法学部法学科 教授 東京都立大学大学院 法学政治学研究科 教授
内海 麻利	駒澤大学 法学部政治学科 教授
藏田 幸三	一般財団法人地方自治体公民連携研究財団 代表理事 東洋大学 PPP 研究センター リサーチパートナー 千葉商科大学 商経学部 准教授
黒石 匡昭	PA パートナーズ株式会社 代表取締役／公認会計士

(2) 審議経過

- ・ 第1回委員会

令和6年7月4日(木) WEB 併用会議にて開催

- ・ 第2回委員会

令和6年7月25日(木) WEB 会議にて開催